III. 実施体制

１．JICAの実施体制

(1) 環境審査担当部署の設置

JICAは、本ガイドラインに示された方針や手続きが適切に実施され、ガイドラインの遵守を確保するため、担当部署を内部に設置する。その部署においては、環境社会配慮報告書の審査、ガイドラインに基づく手続きに関する指導、プロジェクトの実施状況の把握と分析ならびにその結果に基づく対策、対外的窓口業務を行う。

(2) JICA内部での環境審査手続き

プロジェクトの担当部署は、以下に示す案件管理の各段階において、環境審査担当部署と協議する。また、各部に環境審査担当者を配置する。

ア．開発調査

（ア）カテゴリ分類の実施時

（イ）カテゴリAについては、事前調査実施計画とS/W、業務指示書、スコーピング、IC/R、IT/R、環境社会配慮報告書（案）の各段階。

（ウ）カテゴリBについては、事前調査実施計画とS/W、業務指示書、IC/R、環境社会配慮報告書（案）の各段階

イ．無償資金協力

（ア）カテゴリ分類の実施時

（イ）カテゴリAについては、原則として開発調査において環境社会配慮報告書を作成することを想定し、ア（イ）と同じ手続きをとる。開発調査実施済みのカテゴリAについては、業務指示書と基本設計調査報告書（案）の各段階。

（ウ）カテゴリBについては、予備調査実施計画と業務指示書、環境社会配慮調査IC/R、環境社会配慮報告書（案）、基本設計調査報告書（案）の各段階。

ウ．技術協力プロジェクト

（ア）カテゴリ分類の実施時

（イ）カテゴリAについては、原則として開発調査において環境社会配慮報告書を作成することを想定し、ア（イ）と同じ手続きをとる。開発調査実施済みのカテゴリAについては、事前調査実施計画、R/D、中間評価、終了時評価、事後評価の各段階。

（ウ）カテゴリBについては、事前調査実施計画と業務指示書、環境社会配慮調査IC/R、環境社会配慮報告書（案）、R/D、中間評価、終了時評価、事後評価の各段階。

(3) 環境社会面からの審査のためのアドバイザリーグループの設置

JICAは、外部有識者等をリソースとする複数の委員から構成されるアドバイザリーグループを設置し、環境審査に必要な助言を求める。なお、必要に応じて委員を追加することとする。検討の結果を情報公開する。

(4) 職員研修の実施

JICA本部及び在外事務所の担当者を対象とした環境社会配慮に関する研修を実施する。あわせて、専門家やコンサルタントを対象とした研修の実施を検討する。また、在外公館の経済協力担当官に対して適切な研修が確保されるよう外務省に申し入れる。

２．作業監理委員会

(1) JICAでは、開発調査業務の適切かつ効率的な推進をはかるため、必要に応じ調査作業監理委員会を設置している。環境社会配慮が特に重要な案件においては、環境社会配慮分野の専門家を委員として委嘱している。学識経験者、関係官公庁及び公団の職員等の外部有識者の他、国際協力専門員が委員となる場合もある。

(2) JICAとして技術的知見が不足する分野においては、外部有識者等の技術的助言を得る必要があるが、その方法を現在検討している。

３．　意思決定への反映

（１）JICAは、事業の性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、開発途上国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置と実行状況について、要請検討時に確認し、スクリーニングとカテゴリ分類を行った上で、環境社会配慮の観点から意見を外務省に具申する。必要な情報が不足する場合は、調査団等を派遣し、環境社会面の調査結果を外務省に報告する。

（２）外務省からの実施指示後、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮を行うよう相手国政府と事業実施主体者に働きかける。働きかけを行っても、環境社会配慮が不十分と判断する場合は、JICAの協力事業の中止を外務省に提言する。

４．　ガイドラインの遵守（異議申立への対応）

（１）開発調査と無償資金協力については、JICAの協力事業はプロジェクトサイクルの要請確認段階と準備段階であり、JICAの協力事業そのものによって負の影響が生じることは想定しづらい。技術協力プロジェクトについては、今

までの経験上、環境や社会への望ましくない影響は大きくはならないと想定され、また協力期間中であれば柔軟な対応が可能である。

以上のように、JICAの協力事業によって直接負の影響を受ける関係者の存在は想定しづらいが、JICAの協力事業が将来事業化されるときに、影響を受ける可能性を有する関係者は存在するので、異議申し立てへの対応を以下のとおり検討したい。

（２）JICAの協力事業による負の影響が可能性も含めて発生するおそれがあるとして申し立てが行われる場合には、新たに設置する環境審査担当部署が窓口となり、プロジェクト担当部署と申立者との意見の交換を行い、必要な措置をとる。

（３）申立者とJICAの間で必要な措置につき合意が出来ず、申立者が更なる対応を求める場合は、JICA内部に設置するシニアレベルの担当が対応することを検討したい。外部有識者からなる検討会の設置も含めてJICA内の実施体制を整えることから、合意が出来ずに更なる異議申し立てを行う事例は少ないと見込まれるため、異議申し立て制度は第三者機関の設置ではなくJICA内部での対応としたい。

（４）異議申立は、JICAの協力期間中であれば、どの段階でも可能とすることを基本とする。ただし、JICA協力の終了後に明らかになった事実に対する異議申立については、合理的な理由が認められる場合は、相手国政府に対し適切な対応を働きかけるなど問題の解決に努める。

５．　ガイドラインの適用及び見直し

本ガイドラインは平成１６年４月１日に公表し、１年間の準備期間を経て平成１７年４月１日より施行することとしたい。

JICAは、本ガイドラインの実施状況について確認し、ガイドラインが施行された後５年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。

改定にあたっては、我が国政府、開発途上国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う。

６，その他事項

6-1　ガイドラインの名称

JICAが行う環境社会配慮を定義した上で「JICA環境社会配慮ガイドライン」と簡潔に表現することが適当と考える。

6-2　技術的基準の整備

JICAでは現在、開発調査の事前調査を対象とした環境配慮ガイドラインを20セクターについて整備している。同ガイドラインは、スクリーニングとスコーピングの手法を示しているが、ベースライン調査以降のフローについては記載されておらず、JICA職員がガイドラインに沿って業務を適正に行うための参考資料が新たに必要と考える。

既存のガイドラインを活用し、他機関作成のセクター別ガイドラインを参照して、代替案の検討を含めたアセスメントの手法やチェック項目を整理した参考資料の整備を行うこととしたい。